

項目		変更内容
	略称・用語一覧	図表 1 本計画で定義する新興感染症を追加
P 2	第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方 1 事前対応型行政の構築	図表 2 保健・医療分野（感染症関連）における各計画の体系を追加
P 3	第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方 5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	図表 3 感染症法体系及び府計画等の相関図を追加
P 4	第一章 感染症対策の推進の基本的な考え方 6 実施機関等の役割	「基本指針（抜粋）」を追加
P 1 1	第三章 各論 第 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項 2 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項 (5) 予防接種	○新型コロナ対応を踏まえ、大阪府感染症予防計画（案）に予防接種に係る接種体制の整備等について、以下下線部分が追加されたため、以下下線部分を追加。 「府の指示を受けて緊急の必要があるときには、感染症のまん延の防止のために臨時の予防接種が適切に行われるようにする。また、国の方針を踏まえ、関係機関との連携等により予防接種業務を担う人材を確保する等、臨時の予防接種が適切に行われるよう接種体制の構築を図るとともに、市民に対し、予防接種に関する正しい情報について周知する。」
P 1 3	第三章 各論 第 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項 3 感染症の発生予防及びまん延防止のための関係機関等との連携 I 検疫所との連携	図表 4 検疫感染症に係る検疫所及び都道府県等の対応を追加
P 1 3	第三章 各論 第 1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項 3 感染症の発生予防及びまん延防止のための関係機関等との連携 オ 関係機関及び関係団体との連携	図表 5 感染症に係る府における対策本部等の体制を追加

八尾市感染症予防計画(素案)における、計画骨子素案からの主な変更点

項目		変更内容
P14	<p>第三章 各論</p> <p>第3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>(1) 市の取組み</p>	<p>図表6 検査の実施能力及び保健所における検査機器の数を追加</p> <p>【参考】大阪府内における検査の実施能力及び検査機器の数(総数)</p> <p>(令和5年10月25日時点 数値は令和6年3月中に確定予定。)</p>
P16	<p>第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>(2) 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備</p>	<p>意見シートにおいて、本市計画策定委員より、「限られた医療資源の中で継続的に治療を行っていくために、後方支援(退院調整)についての記述が必要ではないか」との意見を踏まえ、以下下線部を追加。</p> <p>第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>(2) 新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の整備</p> <p>全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者数及び外来受診者の急増が想定されることから、府において、新型コロナへの対応を念頭に、平時から、各医療機関の機能や役割に応じ、感染症法に基づく医療措置協定を締結する等により、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する(図表7)。市は、府と連携して、市域の切れ目のない医療提供体制の整備を図る。</p> <p>(基本指針第六の三の4、第六の三の9)</p> <p>図表7 新興感染症の発生及びまん延時における医療提供体制(府のイメージ図)を追加</p>
P17	<p>第4 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <p>(4) 関係機関及び関係団体との連携</p>	<p>図表8 感染症指定医療機関において対応する感染症を追加</p>

八尾市感染症予防計画(素案)における、計画骨子素案からの主な変更点

項目		変更内容
P18	第6 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 ア 生活支援等の体制整備	図表9 外出自粛対象者(自宅)の健康観察の体制(イメージ図)を追加
P20	第8 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (2) 関係機関等との連携	図表11 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数の一部を変更 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数 (変更前) 58 → (変更後) 92
P22	第10 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 (1) 患者等への差別や偏見の解消及び感染症についての正しい知識の普及	<p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「新型コロナ対応において、面会制限が長く続いた事象を踏まえ、人権配慮の観点から、ウイルスの特性に応じた感染予防対策等について医療機関等への周知が必要」とのご意見を踏まえ、大阪府感染症予防計画(案)に内容が追加されたため、以下を追加。</p> <p>「新興感染症においては、病原体の特性に関する知見の蓄積に伴い、求められる感染対策が変化することから、最新の知見・情報に基づき、流行状況や場面に応じて必要とされるマスク着用等の基本的感染予防対策や面会制限等を含めた院内・施設内感染対策について、市民や施設等に対し、普及啓発を行う。」</p> <p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「ワクチン接種の有無による差別等の防止についても記載すべき」とのご意見を踏まえ、大阪府感染症予防計画(案)内容が追加されたため、以下下線部分を追加。</p> <p>「また、当該感染症の患者、医療従事者及びこれらの者の家族等に対する偏見や差別又はワクチン接種の有無等による偏見や差別をもって、人権を損なわれないよう、特措新型インフルエンザ等対策措置法第13条第2項も踏まえ、当該感染症に関する広報その他の啓発活動等に取り組む。」</p>

八尾市感染症予防計画(素案)における、計画骨子素案からの主な変更点

項目		変更内容
P23	第11 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	<p>意見シートにおいて、本市計画策定委員より、「施設クラスターの経験から、居宅サービス事業者等を含めた連携のため、連絡会等を活用した研修や情報提供が必要ではないか」との意見を踏まえ、以下下線部を追加。</p> <p>「また、高齢者施設等や障がい者施設等に対しては、<u>福祉部門、高齢者施設等や障がい者施設等の関係団体との連携強化により、感染制御等に係る支援を行う。</u>」</p>
P25	第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応 (1) 結核対策	<p>意見シートにおいて、本市計画策定委員より、「令和4年(2021年)には、大阪府は再びワースト1に返り咲いているので、文章の変更が望まれる」との意見を踏まえ、以下下線部を変更。</p> <p>「<u>府内における結核り患率は令和4年には12.7となり、減少傾向が続いているものの、依然として全国で最も高い水準にある。</u>」</p>
P25	第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応 (1) 結核対策	<p>○第2回大阪府感染症対策審議会において、委員より、「潜在性結核感染症の治療の推進について計画に記載すべき」とのご意見を踏まえ、大阪府感染症予防計画(案)に以下下線部分が追加されたため、追加。</p> <p>「本市においては、府の取組みと連動して、これまで、結核の早期発見及び発病の予防のため、接触者に対する健康診断や潜在性結核感染症(結核に感染しているが、発病していない状態)と診断された者への治療の推進、結核発症の危険の高いとされる者(ハイリスク層)や発症した際に周囲の多くの人に感染させるおそれのある者(デインジャー層)を対象とした出張健診及び健康教育の実施、結核予防週間における啓発事業等に取り組んできた。 引き続き、<u>接触者に対する健康診断や潜在性結核感染症と診断された者への治療を推進するとともに、結核についての正しい知識の啓発・普及、DOTS(服薬支援)事業、医療従事者研修や高齢者施設職員への啓発等対策への啓発等対策の強化に取り組む。</u>」</p>